

日光市屋外広告物条例施行規則 別表

A 令和2年(2020年)3月31日まで						B 令和2年(2020年)4月1日以降 ※Aからの改正箇所							
別表第1(第4条、第9条関係)〔許可地域内の基準(景観保全型広告整備地区を除く。)]						別表第1(第4条、第9条関係)〔許可地域内の基準(景観保全型広告整備地区を除く。)]							
広告物の種類		区分基準	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域	広告物の種類		区分基準	自然保全型地域	自然保全型沿線地域	田園調和型地域	市街地形成型地域
広告野立 板 告板	高さ		地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6m以下	広告野立 板 告板	高さ		地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6m以下
	表示面積		1面につき0.5㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき10㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20㎡以内で、1件につき表裏各1面以内		表示面積		1面につき0.5㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき10㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき20㎡以内で、1件につき表裏各1面以内
	道路からの後退距離		1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。		道路からの後退距離		1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	広告物相互間の距離		30m以上	30m以上	30m以上			広告物相互間の距離		30m以上	30m以上	30m以上	
	色彩		地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の1/5の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。					色彩		地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の1/5の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。			

	基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6m ² 以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、20m ² 以内とする。	1 前面道路（事業所等の敷地が接する公道をいう。以下同じ。）につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40m ² 以内とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	
敷地内 広告板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで6m以下	地上から上端まで6m以下	地上から上端まで12m以下
	表示面積	1面につき3m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき10m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき10m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき20m ² 以内かつ表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上	1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出す場合は、出幅にあっては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあっては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。

	基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6m ² 以内とする。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、20m ² 以内とする。	1 前面道路（事業所等の敷地が接する公道をいう。以下同じ。）につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、40m ² 以内とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	
敷地内 広告板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで6m以下	地上から上端まで6m以下	地上から上端まで12m以下
	表示面積	1面につき3m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき10m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき10m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき20m ² 以内かつ表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上	1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出す場合は、出幅にあっては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあっては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。

	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき2基 又は前面道路につき1基
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの		
屋上広告板	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m
	表示面積	1面につき3 m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき3 m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき15 m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき60 m ² 以内かつ表裏各1面以内
	位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
	基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1 建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1 建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	
壁面広告物	高さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9 m以下。ただし、ワンポイントマーク及び商工業地域等（都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。以下同じ。）におけ

	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき2基 又は前面道路につき1基
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの		
屋上広告板	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m
	表示面積	1面につき3 m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき3 m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき15 m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき60 m ² 以内かつ表裏各1面以内
	位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
	基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1 建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1 建築壁面につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	
壁面広告物	高さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9 m以下。ただし、ワンポイントマーク及び商工業地域等（都市計画法第2章の規定により定められた第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。以下同じ。）におけ

				る広告物にあつては高さの制限はない。
表示面積	広告物にあつては3m ² 以内。ただし、ワンポイントマーク(1m ² 以内)を表示する場合にあつては2m ² 以内とする。	広告物にあつては3m ² 以内。ワンポイントマークにあつては1m ² 以内	広告物にあつては有効壁面(前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。)につき10m ² 以内。ワンポイントマークにあつては、1m ² 以内	広告物にあつては有効壁面につき20m ² 以内。ただし、商工業地域等にあつては有効壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20m ² 未満のときは、20m ²)以内。ワンポイントマークにあつては、3m ² 以内

				る広告物にあつては高さの制限はない。
表示面積	1 広告物(ワンポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき3㎡以内。ただし、ワンポイントマークを表示する場合は、建築物につき2㎡以内とする。 2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき1㎡以内	1 広告物(ワンポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき3㎡以内。 2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき1㎡以内	1 広告物(ワンポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき有効壁面(前面道路に面する壁面をいう。以下同じ。)当たり10㎡以内。ただし、1建築物につき10㎡以内とする。 2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき1㎡以内	1 商工業地域等以外の区域における広告物(ワンポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき有効壁面当たり20㎡以内。ただし、1建築物につき20㎡以内とする。 2 商工業地域等における広告物(ワンポイントマークを除く。)にあつては、建築物につき有効壁面の面積の10分の1の面積(当該10分の1の面積が20㎡に有効壁面の数を乗じて得た面積未満のときは、20㎡に有効壁面の数を乗じて得た面積)以内。ただし、

位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
基数	1 広告物にあつては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	1 広告物にあつては有効壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基
特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		

				1 建築壁面につき当該建築壁面の面積の10分の1の面積（当該10分の1の面積が20㎡未満のときは、20㎡）以内とする。
				3 ワンポイントマークにあつては、建築物につき3㎡以内
位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
基数	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、1建築壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては1建築壁面につき1基	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、1建築壁面につき1基 2 ワンポイントマークにあつては、1建築壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては、1建築壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては1建築壁面につき1基
特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの		

広告 塔	野立 塔	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9m以下
		表示面積	1面につき3m ² 以内かつ合計12m ² 以内	1面につき3m ² 以内かつ合計12m ² 以内	1面につき10m ² 以内かつ合計40m ² 以内	1面につき20m ² 以内かつ合計80m ² 以内
		形状・幅	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は2.5m以内	1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は3.5m以内
		道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30m以上	30m以上	30m以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の1/5の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。			
		基数				前面道路につき1基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	

広告 塔	野立 塔	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで6m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで9m以下
		表示面積	1面につき3m ² 以内かつ合計12m ² 以内	1面につき3m ² 以内かつ合計12m ² 以内	1面につき10m ² 以内かつ合計40m ² 以内	1面につき20m ² 以内かつ合計80m ² 以内
		形状・幅	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は2m以内かつ最大投影幅は2.5m以内	1面の幅は2.5m以内かつ最大投影幅は3.5m以内
		道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
		広告物相互間の距離	30m以上	30m以上	30m以上	
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。ただし、1面につき表示面の1/5の範囲内においてワンポイントマークを表示することができる。			
		基数				前面道路につき1基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	

敷地内 広告塔	高さ	地上から上端まで3 m以下	地上から上端まで6 m以下	地上から上端まで6 m以下	地上から上端まで12 m以下
	表示面積	1面につき3 m ² 以内かつ合計12 m ² 以内	1面につき10 m ² 以内かつ合計40 m ² 以内	1面につき10 m ² 以内かつ合計40 m ² 以内	1面につき20 m ² 以内かつ合計80 m ² 以内
	形状・幅	1面の幅は1 m以内かつ最大投影幅は1.5 m以内	1面の幅は2 m以内かつ最大投影幅は2.5 m以内	1面の幅は2 m以内かつ最大投影幅は2.5 m以内	1面の幅は2.5 m以内かつ最大投影幅は3.5 m以内
	後退距離	敷地境界から1 m以上	敷地境界から1 m以上	敷地境界から1 m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			
屋上広 告塔	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m
	表示面積	1面につき3 m ² 以内かつ合計12 m ² 以内	1面につき3 m ² 以内かつ合計12 m ² 以内	1面につき15 m ² 以内かつ合計60 m ² 以内	1面につき60 m ² 以内かつ合計240 m ² 以内
	形状・幅	1面の幅は3 m以内かつ最大投影幅は4 m以内	1面の幅は3 m以内かつ最大投影幅は4 m以内	1面の幅は5 m以内かつ最大投影幅は7 m以内	1面の幅は10 m以内かつ最大投影幅は14 m以内
	位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
	基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	

敷地内 広告塔	高さ	地上から上端まで3 m以下	地上から上端まで6 m以下	地上から上端まで6 m以下	地上から上端まで12 m以下
	表示面積	1面につき3 m ² 以内かつ合計12 m ² 以内	1面につき10 m ² 以内かつ合計40 m ² 以内	1面につき10 m ² 以内かつ合計40 m ² 以内	1面につき20 m ² 以内かつ合計80 m ² 以内
	形状・幅	1面の幅は1 m以内かつ最大投影幅は1.5 m以内	1面の幅は2 m以内かつ最大投影幅は2.5 m以内	1面の幅は2 m以内かつ最大投影幅は2.5 m以内	1面の幅は2.5 m以内かつ最大投影幅は3.5 m以内
	後退距離	敷地境界から1 m以上	敷地境界から1 m以上	敷地境界から1 m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの			
屋上広 告塔	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m
	表示面積	1面につき3 m ² 以内かつ合計12 m ² 以内	1面につき3 m ² 以内かつ合計12 m ² 以内	1面につき15 m ² 以内かつ合計60 m ² 以内	1面につき60 m ² 以内かつ合計240 m ² 以内
	形状・幅	1面の幅は3 m以内かつ最大投影幅は4 m以内	1面の幅は3 m以内かつ最大投影幅は4 m以内	1面の幅は5 m以内かつ最大投影幅は7 m以内	1面の幅は10 m以内かつ最大投影幅は14 m以内
	位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
	基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。
	特殊装置	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	光源の点滅を伴わないもの	

壁面突出広告物	高さ	地上から上端まで6 m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6 m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6 m以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで1 2 m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道上にあつては4. 5 m以上、歩道上にあつては2. 5 m以上
	表示面積	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計3 m ² 以内	1 面につき3 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1 面につき5 m ² 以内かつ合計1 0 m ² 以内	1 面につき1 0 m ² 以内かつ合計2 0 m ² 以内
	出幅	建築壁面から1 m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1 m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1. 5 m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1. 5 m以内かつ敷地境界から1 m以内
	基数	有効壁面につき1 基	有効壁面につき1 基	有効壁面につき1 基	有効壁面につき1 基。ただし、表示面積の合計が2 0 m ² 以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1 列又は2 列に表示し、又設置する場合にあつては基数の制限はない。
置看板	高さ	地上から上端まで3 m以下	地上から上端まで3 m以下	地上から上端まで3 m以下	地上から上端まで3 m以下
	表示面積	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内

壁面突出広告物	高さ	地上から上端まで6 m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6 m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6 m以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで1 2 m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道上にあつては4. 5 m以上、歩道上にあつては2. 5 m以上
	表示面積	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計3 m ² 以内	1 面につき3 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1 面につき5 m ² 以内かつ合計1 0 m ² 以内	1 面につき1 0 m ² 以内かつ合計2 0 m ² 以内
	出幅	建築壁面から1 m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1 m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1. 5 m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1. 5 m以内かつ敷地境界から1 m以内
	基数	有効壁面につき1 基	有効壁面につき1 基	有効壁面につき1 基	有効壁面につき1 基。ただし、表示面積の合計が2 0 m ² 以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1 列又は2 列に表示し、又設置する場合にあつては基数の制限はない。
置看板	高さ	地上から上端まで3 m以下	地上から上端まで3 m以下	地上から上端まで3 m以下	地上から上端まで3 m以下
	表示面積	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内	1 面につき1. 5 m ² 以内かつ合計6 m ² 以内

置するものに限る)	位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	
はり紙	表示面積	1面につき1m ² 以内	1面につき1m ² 以内	1面につき1m ² 以内	1面につき1m ² 以内	
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	
はり札	表示面積	1面につき0.2m ² 以内	1面につき0.2m ² 以内	1面につき0.2m ² 以内	1面につき0.2m ² 以内	
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	
立看板	表示面積	1m ² 未満	1m ² 未満	1m ² 未満	1m ² 未満	
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	
	設置方法	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	
広告幕	懸垂幕	長さ	1.5m以下	1.5m以下	1.5m以下	1.5m以下
		幅	1.4m以下	1.4m以下	1.4m以下	1.4m以下
	横断幕	高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上

置するものに限る)	位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	
はり紙	表示面積	1面につき1m ² 以内	1面につき1m ² 以内	1面につき1m ² 以内	1面につき1m ² 以内	
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	
はり札	表示面積	1面につき0.2m ² 以内	1面につき0.2m ² 以内	1面につき0.2m ² 以内	1面につき0.2m ² 以内	
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	
立看板	表示面積	1m ² 未満	1m ² 未満	1m ² 未満	1m ² 未満	
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内	
	設置方法	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	
広告幕	懸垂幕	長さ	1.5m以下	1.5m以下	1.5m以下	1.5m以下
		幅	1.4m以下	1.4m以下	1.4m以下	1.4m以下
	横断幕	高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上

		設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。
電柱、街灯柱等を利用する広告物	巻付広告	高さ	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下
		表示面積	1m ² 以内	1m ² 以内	1m ² 以内	1m ² 以内
袖看板	高さ	高さ	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上
		規格	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	縦1.2m以下かつ横0.5m以下
車両に表示される広告物	鉄道車両及び路線バス	位置	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）

		設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該横断幕の公益性から適当と認められること。
電柱、街灯柱等を利用する広告物	巻付広告	高さ	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下	地上から下端まで1.2m以上かつ地上から上端まで3.2m以下
		表示面積	1m ² 以内	1m ² 以内	1m ² 以内	1m ² 以内
袖看板	高さ	高さ	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上	地上から下端まで歩道上にあつては2.5m以上、歩道以外の場所にあつては4.5m以上
		規格	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	縦1.2m以下かつ横0.5m以下	縦1.2m以下かつ横0.5m以下
車両に表示される広告物	鉄道車両及び路線バス	位置	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）

	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
アーチ	高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上
	設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。
サインポール	高さ	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで4.5m以上
	規格	縦、横それぞれ2m以下	縦、横それぞれ2m以下	縦、横それぞれ2m以下	縦、横それぞれ2m以下
アーケード 添加公告物	高さ	地上から下端まで2.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	地上から下端まで2.5m以上
	規格	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されているこ	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されているこ	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されているこ	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されているこ

	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内	1月以内
アーチ	高さ	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上	地上から下端まで歩道上にあっては3.5m以上、歩道以外の場所にあつては5m以上
	設置場所	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。	1 道路を横断して表示する場合は、その場所が交通の幹線道路以外の盛り場又はこれに類する場所であること。 2 上記以外の場所にあつては、その場所が当該アーチの公益性から適当と認められること。
サインポール	高さ	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで4.5m以上	地上から下端まで4.5m以上
	規格	縦、横それぞれ2m以下	縦、横それぞれ2m以下	縦、横それぞれ2m以下	縦、横それぞれ2m以下
アーケード 添加公告物	高さ	地上から下端まで2.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	地上から下端まで2.5m以上	地上から下端まで2.5m以上
	規格	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されているこ	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されているこ	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されているこ	1 縦0.5m以下かつ横1.5m以下 2 原則として同一商店街で規格が統一されているこ

と。 と。 と。 と。

別表第2（第9条関係）〔禁止地域内の基準（景観保全型広告整備地区を除く。）〕

広告物の種類	区分	(1) 条例第4条第6号及び第7号に規定する区域（同条第11号に規定する区間、同条第12号に規定する区域及び用途地域を除く。）	(2) 条例第4条第11号に規定する区間（同条第6号及び第7号に規定する区域（用途地域を除く。）に限る。）及び同条第12号に規定する区域（同条第6号及び第7号に規定する区域（用途地域を除く。）に限る。）	(3) 用途地域（条例第4条第6号及び第7号に規定する区域に限る。）
	基準			
広野立広告板 告（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的 目的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき0.5m ² 以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3m ² 以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき5m ² 以内で、1件につき表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	広告物相互間の距離	30m以上	30m以上	/
色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。

と。 と。 と。 と。

別表第2（第9条関係）〔禁止地域内の基準（景観保全型広告整備地区を除く。）〕

広告物の種類	区分	(1) 条例第4条第6号及び第7号に規定する区域（同条第11号に規定する区間、同条第12号に規定する区域及び用途地域を除く。）	(2) 条例第4条第11号に規定する区間（同条第6号及び第7号に規定する区域（用途地域を除く。）に限る。）及び同条第12号に規定する区域（同条第6号及び第7号に規定する区域（用途地域を除く。）に限る。）	(3) 用途地域（条例第4条第6号及び第7号に規定する区域に限る。）
	基準			
広野立広告板 告（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的 目的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき0.5m ² 以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3m ² 以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき5m ² 以内で、1件につき表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	広告物相互間の距離	30m以上	30m以上	/
色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。

	基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6m ² 以内とする。	1 前面道路につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、10m ² 以内とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
敷地内広告板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで5m以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき3m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき5m ² 以内かつ表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出す場合は、出幅にあつては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあつては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。
	色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき2基又は前面道路につき1基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの

	基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6m ² 以内とする。	1 前面道路につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、10m ² 以内とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
敷地内広告板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで5m以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき3m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき5m ² 以内かつ表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出す場合は、出幅にあつては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあつては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。
	色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき2基又は前面道路につき1基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの

屋上広告板 (条例第9 条第1項第 2号の国若 しくは地方 公共団体又 は第9条第 2項第2号 の公共的団 体が公共的 目的をもっ て表示し、 又は設置す るものを除 く)	高さ	表示又は設置するこ とはできない。	表示又は設置するこ とはできない。	表示又は設置するこ とはできない。
	表示			
	面積			
	位置			
	色彩			
基数				
特殊 装置				
屋上広告板 (条例第9 条第1項第 2号の国若 しくは地方 公共団体又 は第9条第 2項第2号 の公共的団 体が公共的 目的をもっ て表示し、 又は設置す るものに限 る)	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下又は建築物の 高さの1 / 3以下で 最高6 m
	表示	1面につき3 m ² 以内 かつ表裏各1面以内	1面につき3 m ² 以内 かつ表裏各1面以内	1面につき5 m ² 以内 かつ表裏各1面以内
	位置	建築物からはみ出さ ないこと。	建築物からはみ出さ ないこと。	建築物からはみ出さ ないこと。
	色彩	地色、裏面及び支柱に あってはこげ茶色、文 字にあっては白色又 は黒色とする。	地色、裏面及び支柱に あってはこげ茶色、文 字にあっては白色又 は黒色とする。	地色、裏面及び支柱に あってはこげ茶色、文 字にあっては白色又 は黒色とする。
	基数	建築物につき1基。た だし、屋上広告塔と併 せて表示することは できない。	建築物につき1基。た だし、屋上広告塔と併 せて表示することは できない。	1 建築壁面につき1 基。ただし、屋上塔と 併せて表示すること はできない。
特殊 装置	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	

屋上広告板 (条例第9 条第1項第 2号の国若 しくは地方 公共団体又 は第9条第 2項第2号 の公共的団 体が公共的 目的をもっ て表示し、 又は設置す るものを除 く)	高さ	表示又は設置するこ とはできない。	表示又は設置するこ とはできない。	表示又は設置するこ とはできない。
	表示			
	面積			
	位置			
	色彩			
基数				
特殊 装置				
屋上広告板 (条例第9 条第1項第 2号の国若 しくは地方 公共団体又 は第9条第 2項第2号 の公共的団 体が公共的 目的をもっ て表示し、 又は設置す るものに限 る)	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下又は建築物の 高さの1 / 3以下で 最高6 m
	表示	1面につき3 m ² 以内 かつ表裏各1面以内	1面につき3 m ² 以内 かつ表裏各1面以内	1面につき5 m ² 以内 かつ表裏各1面以内
	位置	建築物からはみ出さ ないこと。	建築物からはみ出さ ないこと。	建築物からはみ出さ ないこと。
	色彩	地色、裏面及び支柱に あってはこげ茶色、文 字にあっては白色又 は黒色とする。	地色、裏面及び支柱に あってはこげ茶色、文 字にあっては白色又 は黒色とする。	地色、裏面及び支柱に あってはこげ茶色、文 字にあっては白色又 は黒色とする。
	基数	建築物につき1基。た だし、屋上広告塔と併 せて表示することは できない。	建築物につき1基。た だし、屋上広告塔と併 せて表示することは できない。	1 建築壁面につき1 基。ただし、屋上塔と 併せて表示すること はできない。
特殊 装置	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	光源が白色系であり、 光源の点滅を伴わな いもの	

壁面広告物	高さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。
	表示面積	広告物にあつては3m ² 以内。ただし、ワンポイントマーク（1m ² 以内）を表示する場合にあつては2m ² 以内とする。	広告物にあつては3m ² 以内。ワンポイントマークにあつては1m ² 以内	広告物にあつては有効壁面につき1基かつ5m ² 以内。ワンポイントマークにあつては3m ² 以内。ただし、それらの合計は10m ² 以内とする。
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
基数	1 広告物にあつては有効壁面につき1基	1 広告物にあつては有効壁面につき1基	ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	
	2 ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基	2 ワンポイントマークにあつては有効壁面につき1基		
特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	

壁面広告物	高さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9m以下。ワンポイントマークにあつては高さの制限はない。
	表示面積	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、建築物につき3m ² 以内。ただし、ワンポイントマークを表示する場合にあつては、建築物につき2m ² 以内とする。 2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき1m ² 以内	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、建築物につき3m ² 以内 2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき1m ² 以内	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、有効壁面当たり5m ² 以内。ただし、1建築物につき5m ² 以内とする。 2 ワンポイントマークにあつては、建築物につき3m ² 以内 3 1及び2の合計は、10m ² 以内
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
基数	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、1建築物壁面につき1基	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては1建築物壁面につき1基	1 広告物（ワンポイントマークを除く。）にあつては、1建築物壁面につき1基	
	2 ワンポイントマークにあつては、1建築物壁面につき1基	2 ワンポイントマークにあつては1建築物壁面につき1基	2 ワンポイントマークにあつては、1建築物壁面につき1基	
特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	

広野立広告塔 告（条例第9 塔条第1項第 2号の国若 しくは地方 公共団体又 は第9条第 2項第2号 の公共的団 体が公共的 目的をもっ て表示し、 又は設置す るものに限 る	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	広告物相互間の距離	30m以上	30m以上	
	色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
	基数			前面道路につき1基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
敷地内広告 塔	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで5m以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内
	形状・幅	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内
	道路からの後退距離	敷地境界から1m以上	敷地境界から1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。

広野立広告塔 告（条例第9 塔条第1項第 2号の国若 しくは地方 公共団体又 は第9条第 2項第2号 の公共的団 体が公共的 目的をもっ て表示し、 又は設置す るものに限 る	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	広告物相互間の距離	30m以上	30m以上	
	色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
	基数			前面道路につき1基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
敷地内広告 塔	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで5m以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内
	形状・幅	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投影幅は1.5m以内
	道路からの後退距離	敷地境界から1m以上	敷地境界から1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。

	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
	色彩	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
屋上広告塔 (条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的 目的をもって表示し、又は設置するものを除く)	高さ	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。
	表示面積			
	形状・幅			
	位置			
	基数			
	色彩			
屋上広告塔 (条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的 目的をもって表示し、又は設置するものに限	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m
	表示面積	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内
	形状・幅	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内
	位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
	基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することは	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することは	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することは

	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
	色彩	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
屋上広告塔 (条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的 目的をもって表示し、又は設置するものを除く)	高さ	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。
	表示面積			
	形状・幅			
	位置			
	基数			
	色彩			
屋上広告塔 (条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的 目的をもって表示し、又は設置するものに限	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m
	表示面積	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内	1面につき2.5m ² 以内かつ合計10m ² 以内
	形状・幅	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内
	位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
	基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することは	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することは	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することは

る)		できない。	できない。	できない。
	色彩	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
壁面突出広告物	高さ	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで1.2m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道上にあっては4.5m以上、歩道上にあっては2.5m以上
	表示面積	1面につき1.5m ² 以内かつ合計3m ² 以内	1面につき3m ² 以内かつ合計6m ² 以内	1面につき5m ² 以内かつ合計10m ² 以内
	出幅	建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5m以内かつ敷地境界から1m以内
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	基数	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が10m ² 以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列又は2列に表示し、又は設置する場合にあっては基数の制限はない。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの

る)		できない。	できない。	できない。
	色彩	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあってはこげ茶色、文字にあっては白色又は黒色とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
壁面突出広告物	高さ	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで1.2m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道上にあっては4.5m以上、歩道上にあっては2.5m以上
	表示面積	1面につき1.5m ² 以内かつ合計3m ² 以内	1面につき3m ² 以内かつ合計6m ² 以内	1面につき5m ² 以内かつ合計10m ² 以内
	出幅	建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5m以内かつ敷地境界から1m以内
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	基数	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が10m ² 以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列又は2列に表示し、又は設置する場合にあっては基数の制限はない。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの

置看板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
	表示面積	1面につき1.5m ² 以内かつ合計で6m ² 以内	1面につき1.5m ² 以内かつ合計で6m ² 以内	1面につき1.5m ² 以内かつ合計で6m ² 以内
	位置	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	基数	敷地につき2基	敷地につき2基	前面道路につき2基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものを除く）	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
	表示面積	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内
	表示期間	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置、間隔及び基数	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離6m以上
	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共	表示面積	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内

置看板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
	表示面積	1面につき1.5m ² 以内かつ合計で6m ² 以内	1面につき1.5m ² 以内かつ合計で6m ² 以内	1面につき1.5m ² 以内かつ合計で6m ² 以内
	位置	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	基数	敷地につき2基	敷地につき2基	前面道路につき2基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものを除く）	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
	表示面積	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内
	表示期間	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置、間隔及び基数	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離6m以上
	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共	表示面積	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5m ² 以内かつ表裏各1面以内

的団体が公共的 目的をもつて表示し、又は設置するものに限る)	表示期間	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離6m以上
立看板	表示面積	1m ² 未満	1m ² 未満	1m ² 未満
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	設置方法	建築物又は堅固な工作物（十分な根入を持つ杭等を含む。）に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物（十分な根入を持つ杭等を含む。）に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物（十分な根入を持つ杭等を含む。）に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。

別表第3（第8条、第9条、第10条の3関係）

位置	左右側面部及び前後部
表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。

別表第4（第10条の4関係）

広告物の種類	許可期間の基準
広告板、壁面広告物、広告塔、壁面突出広告物、置看板、広告幕、電柱若しくは街頭柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アーチ、サインポール又はアーケード添加広告物	3年以内
のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。）	3月以内
のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）、はり紙、はり札、立看板又はアドバルーン	1月以内

的団体が公共的 目的をもつて表示し、又は設置するものに限る)	表示期間	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）	1月以内（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対（2本）のものを除き、相互間の距離6m以上
立看板	表示面積	1m ² 未満	1m ² 未満	1m ² 未満
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	設置方法	建築物又は堅固な工作物（十分な根入を持つ杭等を含む。）に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物（十分な根入を持つ杭等を含む。）に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物（十分な根入を持つ杭等を含む。）に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。

別表第3（第8条、第9条、第10条の3関係）

位置	左右側面部及び前後部
表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。

別表第4（第10条の4関係）

広告物の種類	許可期間の基準
広告板、壁面広告物、広告塔、壁面突出広告物、置看板、広告幕、電柱若しくは街頭柱等を利用する広告物、車両に表示される広告物、アーチ、サインポール又はアーケード添加広告物	3年以内
のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものに限る。）	3月以内
のぼり旗（自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。）、はり紙、はり札、立看板又はアドバルーン	1月以内

